

## 男女共同参画に関する人権侵害等の被害を 受けた場合の苦情処理の申出書

平成 年 月 日

秋 田 県 知 事

郵便番号

住 所

氏 名

秋田県男女共同参画推進条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり苦情の処理の申出をします。

- 1 困っていること、解決してもらいたいこと【申出の趣旨】
  
- 2 被害の詳しい内容等【被害の状況】
  - ①被害にあった日時と場所
  
  - ②被害の関係者の氏名と連絡方法（電話番号など）
  
  - ③具体的な被害の内容
  
- 3 他の機関への相談状況（秋田県女性相談所、秋田県警察本部・各警察署、秋田労働局、秋田弁護士会、男女共同参画センター等へ相談している時は、日時等を具体的に記入してください。）
  
- 4 この申出に関してあなたが苦情調整員から連絡を受ける場合に、注意してもらいたいこと（連絡方法、時間帯など）

※ 申出の内容を補足する資料等がある場合、この用紙に書ききれない場合等は適宜用紙を添付してください。